



# 鳥取県公報

令和元年 7 月 19 日 (金)  
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (147) (経営支援課) . . . . . 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (148) (水産課) . . . . . 4
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (149) (〃) . . . . . 7
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (150) (〃) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第147号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和元年7月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率					
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率				
	農業近代 化資金融 通法（昭 和36年法 律第202 号。以下 「法」と いう。） 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4 号及び第 5号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第1号に 掲げる者 に貸し付 ける場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法（昭 和36年法 律第202 号。以下 「法」と いう。） 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4 号及び第 5号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第1号に 掲げる者 に貸し付 ける場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		
	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年1.27</u> パーセント		<u>年0.87</u> パーセント	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年0.80</u> パーセント
	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年1.27</u> パーセント		<u>年0.87</u> パーセント	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年0.80</u> パーセント
3 規則別 表第3号	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年0.87</u> パーセント	3 規則別 表第3号	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年0.80</u> パーセント		

に掲げる 資金			
4 規則別 表第4号 に掲げる 資金	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年0.87</u> パーセント
5 規則別 表第5号 に掲げる 資金	<u>年1.27</u> パーセント		
6 規則別 表第6号 に掲げる 資金	<u>年1.27</u> パーセント		
7 規則別 表第7号 に掲げる 資金		<u>年1.27</u> パーセント	<u>年0.87</u> パーセント
8 規則別 表第8号 に掲げる 資金	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年1.27</u> パーセント	<u>年0.87</u> パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率

に掲げる 資金			
4 規則別 表第4号 に掲げる 資金	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年0.80</u> パーセント
5 規則別 表第5号 に掲げる 資金	<u>年1.30</u> パーセント		
6 規則別 表第6号 に掲げる 資金	<u>年1.30</u> パーセント		
7 規則別 表第7号 に掲げる 資金		<u>年1.30</u> パーセント	<u>年0.80</u> パーセント
8 規則別 表第8号 に掲げる 資金	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年1.30</u> パーセント	<u>年0.80</u> パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合	年0.09パーセント

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.04パーセント	で利子補給金を交付するもの	
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント

鳥取県告示第148号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和元年7月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までの及び第10号に掲げる者（令第5条に	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（同項第10	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までの及び第10号に掲げる者（同項第10	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までの及び第10号に掲げる者（同項第10		漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までの及び第10号に掲げる者（令第5条に	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（同項第10	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までの及び第10号に掲げる者（同項第10	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までの及び第10号に掲げる者（同項第10

	げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行令 (昭和 44年政 令第 209 号。以 下 「令」 とい う。) 第1条 第3号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合	規定す る団体 に限 る。) に貸し 付ける 場合		号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合	にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合		げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行令 (昭和 44年政 令第 209 号。以 下 「令」 とい う。) 第1条 第3号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合	規定す る団体 に限 る。) に貸し 付ける 場合		号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合	にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合
1 規 則別 表第 1号 の1 に掲 げる 資金	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	1 規 則別 表第 1号 の1 に掲 げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント
2 規 則別 表第	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	2 規 則別 表第	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント

1号 の2 に掲 げる 資金					
略					
4 規 則別 表第 3号 に掲 げる 資金	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年0.87 パーセ ント	年0.87 パーセ ント
5 規 則別 表第 4号 に掲 げる 資金	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年0.87 パーセ ント	年0.87 パーセ ント
6 規 則別 表第 5号 に掲 げる 資金	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント
7 規 則別 表第 6号 に掲 げる 資金	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント
8 規 則別 表第 7号 に掲 げる 資金	—	—	年1.27 パーセ ント	年0.87 パーセ ント	年0.87 パーセ ント
9 規 則別 表第 8号	年1.27 パーセ ント	年1.07 パーセ ント	年1.27 パーセ ント	年0.87 パーセ ント	年0.87 パーセ ント

1号 の2 に掲 げる 資金					
略					
4 規 則別 表第 3号 に掲 げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント
5 規 則別 表第 4号 に掲 げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント
6 規 則別 表第 5号 に掲 げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント
7 規 則別 表第 6号 に掲 げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント
8 規 則別 表第 7号 に掲 げる 資金	—	—	年1.30 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント
9 規 則別 表第 8号	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント

<p>に 掲 げ る 資 金</p> <p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.04パーセント 上</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.04パーセント 上	<p>に 掲 げ る 資 金</p> <p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.10パーセント 上</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント 上
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.04パーセント 上								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント 上								

鳥取県告示第149号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
令和元年7月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年0.08パーセント	年1.27パーセント	年0.20パーセント	年1.30パーセント

鳥取県告示第150号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
令和元年7月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年0.08パーセント	年1.27パーセント	規則別表第3号の資金	年0.20パーセント	年1.30パーセント
規則別表第7号の資金	年0.715パーセント 上	年0.635パーセント	規則別表第7号の資金	年0.850パーセント 上	年0.650パーセント
その他の資金	年0.08パーセント	年1.27パーセント	その他の資金	年0.20パーセント	年1.30パーセント